

会計

項目	
23	レジ等の対面部はアクリル板等で遮断する。
24	会計時には、現金、クレジットカードはコイントレイを介し、手袋を着用するか、受け渡し後には手洗い又は手指消毒を行う。または、電子マネー等の非接触型決済を行う。

該当しない	実施している

換気

項目	
25	建築物衛生法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている。 ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律
26	建築物衛生法の対象外施設は、換気設備により必要換気量（一人当たり毎時30m）を確保する。必要換気量が足りない場合は、入店者を調整して一人当たりの必要換気量を確保するとともに換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 ★ または、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行っているか確認する。（換気のため窓やドアを開放している旨を利用者に周知、協力を求める。）

該当しない	実施している

トイレ

項目	
27	トイレ使用後は、手洗いを実施するよう表示している。
28	トイレの蓋を開けて汚物を流すよう表示している。

該当しない	実施している

施設清掃・消毒

項目	
29	他人との共用する物品や複数の人が触れる場所を次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール、界面活性剤含有する洗浄剤等の適切なものを用いて利用者の入替え毎など定期的に消毒する。 利用者毎にテーブル周辺（テーブル、椅子、メニューブック、タッチパネル、調味料、ポット、卓上ベルなど）を消毒する。 ★ 定期的に（ドアノブ、手すり、券売機、コイントレイ、蛇口、便座、洗浄レバー、エレベーターボタンなど）消毒する。
30	供用タオルの使用を中止し、ペーパータオルを設置する、または個人のタオル等の利用を促す。
31	食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ、おしぼり等の処理は手袋・マスクを着用してビニール袋等に密封処理し、作業後は必ず手を洗う。
32	★ 従業員のロッカールームや控え室など定期的に清掃、換気し、供用物品は定期的に消毒する。

該当しない	実施している

従業員

項目	
33	★ 従業員は必ず出勤前に検温、体調確認を行う。
34	発熱や風邪の症状等がみられる場合は、出勤を停止させる。
35	感染したもしくは感染の疑いがある、濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止している。（出勤を停止させる。）
36	常時マスクを着用し、咳エチケットの徹底、大声での会話は避ける。
37	休憩スペースでは、一度に休憩する人数を減らし、マスク着用、対面での食事を避けるなど感染防止対策を行う。
38	ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。
39	マスクや手袋を脱いだ後、他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、就業開始前等、定期的に手洗い、手指消毒を実施する。

該当しない	実施している

チェックリストの作成・公表、独自対策

項目
40 施設内のリスク評価を行ったうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒頻度などを定めたチェックリストを作成し、チェックリストによる毎日の確認について公表する。 ★は必須項目。
店独自の感染予防対策を実施している。(具体的対策) ()

該当しない	実施している

カラオケ設備を有する場合は、下記項目を追加

1	定員の50%以内の利用とする。
2	カラオケを歌う客にマスクの着用を促す。
3	歌唱に際して、対人距離を2m以上確保するように促す。
4	★ 清掃時は必ず換気を行い、カラオケマイク、リモコン、タブレット端末等を定期的に消毒を行う。(チェックシートはカラオケボックスのみ)

該当しない	実施している

接待を伴う場合は、下記項目を追加する。

1	飲酒が過量にならないように注意喚起する。
2	客と従業員が会話する際、客がマスクをしていない場合にはマスク着用を促す。
3	近距離で行うライブ、ダンス、ショーは人が密集しないよう、人数制限(人と人との間隔を1m確保、定員の50%目安)を行い客とステージ間は2mの確保。

該当しない	実施している